

平塚市環境基本計画(2026年度～2035年度) 概要版

平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び平塚市地域気候変動適応計画を含む

平塚市環境基本計画とは 環境の保全と創造に関する総合的な指針です。

- ・ 平塚市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)第 8 条に基づく計画で、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を通じて、市民の生活の質の向上を図ることを目的としています。
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び、気候変動適応法第 12 条に基づく「平塚市地域気候変動適応計画」の内容を含み、気候変動等の地球環境問題について国・県の計画や方針と連携を図ります。
- ・ 計画期間は、2026 年度から 2035 年度までの 10 年間とし、社会情勢の変化などに合わせて 5 年で見直します。

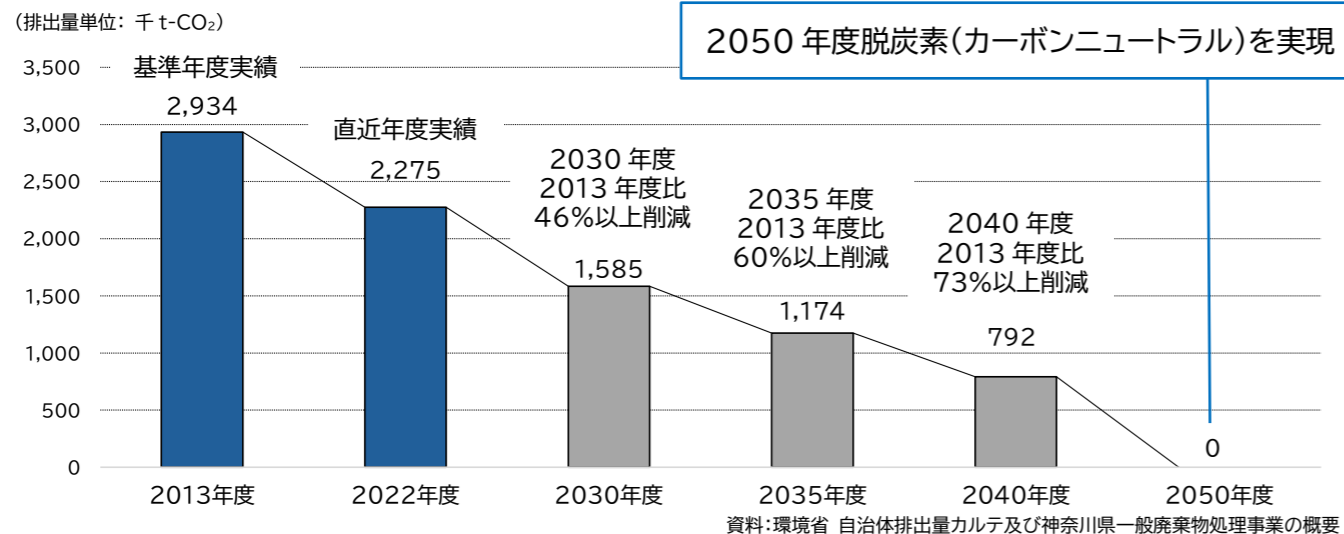
策定の視点

- ・ 環境基本条例の趣旨を踏まえ、前計画のめざすべき環境像を継承すること。
- ・ 気候変動の原因を少なくする緩和策とともに、気候変動の影響に対して、被害を和らげもしくは回避する適応策を両輪で進めていくこと。
- ・ これまでの環境施策の取組と課題、環境施策を取り巻く状況及び環境の保全と創造にあたっての主要課題を踏まえ、施策体系及び施策内容を見直すこと。

2050 年脱炭素(カーボンニュートラル) 温室効果ガス排出量削減目標を設定します。

- ・ 2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)実現を目指し、そこに至る中期目標を国の目標を踏まえて設定します。
- ・ 市域で排出される温室効果ガスは CO₂ が約99%を占めていることから、CO₂ について排出量削減目標を設定します。

◇市域の温室効果ガス(CO₂)排出量削減目標◇



めざすべき環境像 環境基本条例に定めのある「環境共生都市」の実現のための将来像です。

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

基本方針 本計画に位置付けられる全ての施策において尊重する理念です。

基本方針1 …… 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

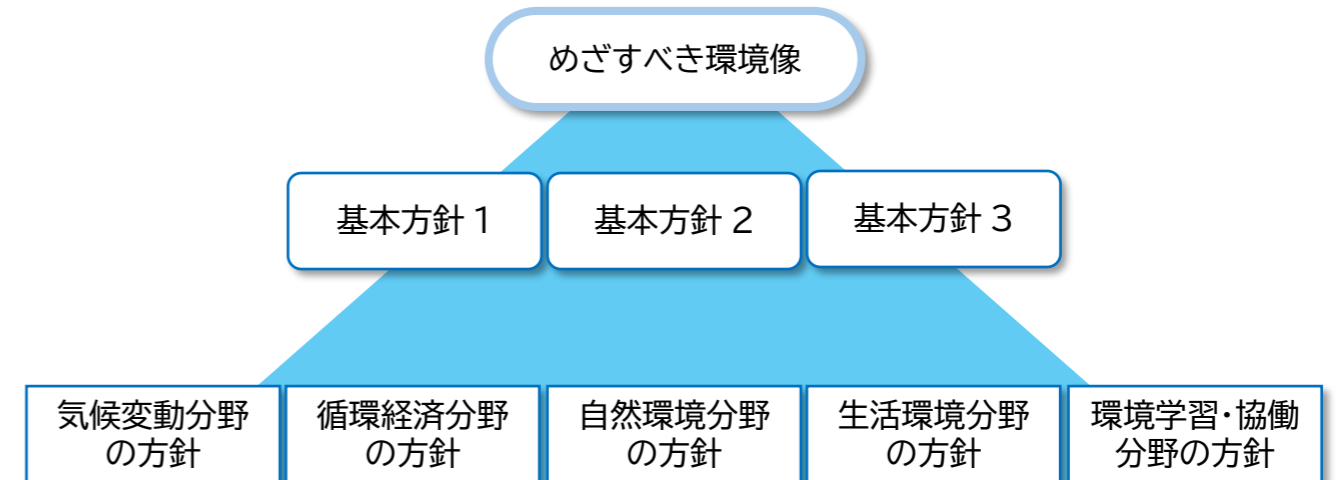
基本方針2 …… 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、自然と人との共生を図ります。

基本方針3 …… 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や脱炭素社会の実現を推進します。

◇めざすべき環境像の実現に向けた方針設定のイメージ◇



分野別施策

体系的に施策を位置付けて、分野別の取組を方向付けるものです。

分野別方針	施策の柱	施策
《1 気候変動分野》 気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します	《施策の柱 1-1》 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます	(1)脱炭素啓発活動の推進 (2)市の脱炭素型ビジネススタイルの推進
	《施策の柱 1-2》 建物や設備の再エネ導入と省エネ化に取り組みます	(3)一般家庭や事業者への再エネ導入や建物の省エネ化の促進 (4)公共施設等における再エネや高効率な省エネ機器等の導入推進 (5)エネルギーの地産地消の促進 (6)脱炭素社会に向けた技術革新への支援 (7)脱炭素社会の実現に向けた連携
	《施策の柱 1-3》 交通の環境負荷低減に取り組みます	(8)移動に伴う環境負荷の低減 (9)電動車の普及促進 (10)自転車を利用しやすいまちづくり
	《施策の柱 1-4》 気候変動への適応に取り組みます	(11)高温緩和、ヒートアイランド対策の推進 (12)気象変化に適応する防災の推進 (13)熱中症対策の推進 (14)農業における適応策の推進
《2 循環経済分野》 資源を大切に使い、廃棄を減らし、循環経済に移行します	《施策の柱 2-1》 ごみの減量化と資源化に取り組みます	(15)5Rの啓発推進 (16)資源化の推進 (17)ごみ処理における資源化の推進
	《施策の柱 2-2》 ごみ処理の改善に取り組みます	(18)ごみの適正排出の推進 (19)ごみ処理広域化の推進
《3 自然環境分野》 生物多様性に配慮した自然環境の保全をしながら、自然の恵みを活かす、快適に暮らせるまちをつくります	《施策の柱 3-1》 生物多様性に配慮した自然環境の保全に取り組みます	(20)生態系ネットワークの形成・推進 (21)有害鳥獣対策の推進 (22)外来種対策の推進 (23)自然体験・学習活動の促進 (24)里山の保全活動の促進 (25)里川・里海の保全活動の促進 (26)河川・海洋保全の推進
	《施策の柱 3-2》 緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます	(27)みどりと水辺のネットワークの形成 (28)民有地緑化の促進 (29)緑化活動の推進
	《施策の柱 3-3》 農地の保全と活用に取り組みます	(30)農業活性化の促進 (31)農業とのふれあいの促進 (32)地産地消の促進 (33)環境保全型農業の促進

分野別方針	施策の柱	施策
《4 生活環境分野》 生活環境を守り、まちをきれいに保ち、安心・安全を確保します	《施策の柱 4-1》 大気環境・水環境の保全に取り組みます	(34)事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源への対策の促進 (35)大気の監視測定の実施 (36)河川・海域の水質監視測定の実施 (37)生活排水対策の推進
	《施策の柱 4-2》 生活環境の安心・安全の確保に取り組みます	(38)有害化学物質への対策の促進 (39)土壌・地下水汚染への対策の促進 (40)地盤沈下への対策の促進 (41)交通騒音・振動への対策の促進 (42)工場・事業場等からの騒音・振動及び悪臭への対策の促進 (43)ペットの適正飼育等の促進
	《施策の柱 4-3》 環境美化に取り組みます	(44)不法投棄対策の推進 (45)散乱ごみ対策の推進 (46)空家・空地の適正管理の促進 (47)屋外広告物の適正化の推進
《5 環境学習・協働分野》 環境学習と協働を推進し、一人一人が環境づくりに取り組みます	《施策の柱 5-1》 環境学習の充実に取り組みます	(48)子どもや青少年の環境学習の促進
	《施策の柱 5-2》 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます	(49)環境に関する啓発活動の推進 (50)地域資源の保全・活用の推進 (51)良好な景観づくりの促進
	《施策の柱 5-3》 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます	(52)市民による地域の環境保全活動に対する支援 (53)事業者による地域の環境保全活動に対する支援 (54)環境に関わる人材の育成と活用